

決定

兵庫県宝塚市川面字宮の西三番地岩淵武夫方

原告 岩 淵 文 治

大阪府寝屋川市成田町三井九一一番地の一五

原告 川 島 登智子

右原告両名訴訟代理人弁護士

岡 本 尙 一

同 古 野 周 蔵

同 水 田 謙 一

同 加 藤 隆 久

同 森 川 金 寿

同 芦 田 浩 志

同 松 井 康 浩

本件は、昭和三十一年三月三十一日現在、

東京府

同

大 野 正 男

同

鈴 木 透 雄

同

品 川 澄 雄

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番地

被 告 国

右代表者法務大臣 中 村 梅 吉

右指定代理人検事 河 津 圭 一

同 麻 植 福 雄

右指定代理人法務事務官 井 上 俊 雄

右当事者間の昭和三〇年の第一四七五号損害賠償請求事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件訴訟を東京地方裁判所に移送する。

理 由

原告兩名は本案の申立として「被告は原告兩名に対し二〇萬圓及びこれに対する昭和三〇年五月二四日から右支払済みまで年五分の割合による金員の支払をせよ。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決及び仮執行の宣言を求め、その請求原因として、末尾添付訴状中の「請求の原因」及び同訴状訂正申立書に記載してあるとおり述べた。

被告は「原告兩名の請求を棄却する。訴訟費用は原告兩名の負担とする。」との判決を求め、答弁として、末尾添付答弁書中の「請求の原因に対する答弁」及び「被告の主張」として記載してあるとおり述べた。

原告兩名は案前の申立として主文同旨の移送決定を求め、その理由として述べるところは「原告を下田隆一、被告を国とする東京地方裁判所昭和三〇年(ワ)第二九一四号損害賠償請求事件が現在東京地方裁判所に提訴され、準備手続進行中であるが、右事

本明正ころ

宮崎

件と本件とはいずれも原爆被災者よりの損害賠償請求であつて、
告及び争点が同一であり、且つ証拠資料の大部分が共通であるう
え東京地方裁判所に係属中の右事件の審理が本件のそれより進ん
でいるので、本件訴訟を東京地方裁判所に移送することは訴訟経
済及び審理促進の見地から必要である。』といつのであつて、被
告も右移送申立に同意してゐる。

そこで考えるに、本件訴訟が当裁判所の専属管轄に属せず、東
京地方裁判所もまた右管轄を有することは明かであり、これを東
京地方裁判所に移送することは、むしろ著しい損害または遅滞を
避けるため必要と認められるから、民法三一一条の規定により本
件訴訟を東京地方裁判所に移送することとし、主文のとおり決定
する。

昭和三二年四月 六 日

大阪地方裁判所第二民事部



裁判長裁判官

熊野啓五郎

裁判官

中島孝信

裁判官

芦沢正則

裁判所